

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
(会員の購読料は会費の中に含む)

DECEMBER 2016
 VOL.581

12



●2016 12月号 CONTENTS●

年末・年始労働災害防止強化運動実施中……………2	「健康診断結果報告書」の提出はお済みですか?……………11
茨城県特定(産業別)最低賃金額の改正決定……………3	過労死等防止対策推進シンポジウム (茨城会場)が開催されました…11
仕事と生活の調和のために、 年次有給休暇を計画的に活用しよう……………4	「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修」開催のご案内…12
妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策や セクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です…6	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………13
木造家屋等低層住宅建築工事現場の 県下一斉安全パトロール実施結果…8	講習会のご案内……………14
中小企業退職金共済制度を導入しませんか?……………9	第一種衛生管理者免許試験受験準備講習会開催のご案内…15
二次健康診断等給付(労災保険給付)の積極的な活用を…10	県内の労働災害発生状況速報……………15
	労働保険料の納付について……………15
	茨城県 最低賃金……………16

年末・年始労働災害防止強化運動実施中

労使一体となって労働災害防止対策の推進をお願いします

年末年始は、あわただしく、大掃除や機械の点検・整備など非定常時作業が多くなることから、労働災害のリスクが高まります。作業手順の遵守や非定常時作業時の安全確保の確認等に努めることが重要です。

- スローガン 『無事故で締めよう 行く年を 無事故で誓おう 来る年に』
- 実施期間 平成28年12月1日から平成29年1月31日まで
- 実施事項 1 建設現場に対して、集中的に監督指導を実施
2 労働災害防止団体等に運動の取組を要請

1 事業場の実施事項

- ①経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。
- ②事業場の代表者等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。
- ③リスクアセスメントの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。
- ④KY(危険予知)活動、作業開始前ミーティング等を実施し、職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S活動)を積極的に推進する。
- ⑤各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置状況に応じた資格者の充足を行う。また、選任された作業主任者に対して、職務遂行を徹底させる。

2 主な業種の労働災害防止対策

(1) 製造業対策

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、切れ・こすれ災害が多く発生しています。

- ①機械設備の回転部分などに安全カバーを取り付けましょう。
- ②機械設備の点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させましょう。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられているか確認しましょう。
- ③転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。食品工場など水を扱う職場は滑り止めの作業靴を使いましょう。

(2) 建設業対策

建設業では、墜落・転落災害が多く発生しています。手すり等の未設置など墜落防止対策の不備が原因です。

- ①労働安全衛生規則で定められた構造の足場を設置しましょう。足場の設置が困難な場合は、親綱を張り、安全帯を使用しましょう。また、ヘルメット(保護帽)を着用しましょう。
- ②はしごを使用するときは、転倒しないように固定しましょう。
- ③建設機械との接触を防止するため、立ち入り禁止措置又は誘導員を配置しましょう。
- ④掘削作業を行うときは、土砂崩壊防止のため、土止め支保工を設置しましょう。

(3) 道路貨物運送業対策

道路貨物運送業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック等からの墜落災害が多く発生しています。これらの災害を防止するためには、運送事業者の努力だけでは難しく、荷主の方のご理解とご協力が必要です。

- ①荷台への昇降の際は、はしごや作業台を使用しましょう。
- ②積み込み場所等には、墜落防止のための親綱や簡易足場の設置を進めましょう。
- ③ヘルメット(保護帽)を着用しましょう。

(4) 第三次産業対策

商業や社会福祉施設では、転倒災害が多く発生し、社会福祉施設では腰痛が多く発生しています。

- ①安全推進者を選任し、安全推進者が中心となって労働災害防止対策に取り組みましょう。
- ②転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。
- ③4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動を積極的に推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保しましょう。
- ④正しい荷物の持ち方など腰痛防止の教育の実施や腰痛防止体操を実践しましょう。

茨城県特定(産業別)最低賃金額の改正決定

茨城労働局長(西井裕樹)は、本年9月6日に茨城地方最低賃金審議会(会長 武田隆志)に対し、茨城県特定(産業別)最低賃金の金額改正について諮問した結果、10月26日に下表のとおり金額を改正すべきとの答申を受けました。

茨城労働局長は、この答申を受け答申どおりの額で決定いたしました。

効力発生日は、本年12月31日(土)です。

茨城県特定(産業別)最低賃金額等

特定最低賃金の対象となる産業	時間額(アップ額)	効力発生日
鉄鋼業	871円(20円)	H28.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	841円(16円)	H28.12.31
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	837円(16円)	H28.12.31
各種商品小売業	811円(16円)	H28.12.31

最低賃金についてQ&A

Q.最低賃金制度とは何でしょう?

A.最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金があります。

Q.最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか?

A.労使合意の上で定めた場合であっても法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q.最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか?

A.最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

Q.支給されている賃金が、最低賃金額以上かどうか確認する方法はありますか?

A.実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを確認するには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ①時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- ②日給の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- ③月給の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- ④①、②、③が混合している場合
例えば、基本給が日給制で各手当(職務手当等)が月給制などのように混合している場合は、それぞれ上の①～③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

Q.コンビニを経営しています。各種商品小売業の最低賃金が適用されますか?

A.茨城県各種商品小売業が適用される産業は、衣、食、住にわたる各種の商品を取り扱っていて、主たる販売商品が判別できない事業所の場合に適用され、食料品が中心であるコンビニなど、主たる販売商品が判別できる事業所には適用されません。

最低賃金についてのご質問・ご相談は

茨城労働局労働基準部賃金室

TEL 029-224-6216

又は、最寄りの労働基準監督署までお寄せください

ワーク・ライフ・バランス

**仕事と生活の調和
のために、
年次有給休暇を
計画的に活用しよう。**



**「休暇」で、
家族と旅行へ。**



**「休暇」で、
趣味を楽しむ。**

+1

**「プラスワン休暇」で、
毎日を充実させよう。
仕事を充実させよう。**



**「休暇」で、
大切な人と過ごす。**

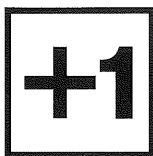
「プラスワン休暇」で、休暇取得に向けた環境づくりを行い、年次有給休暇の取得率向上を実現しましょう。

年次有給休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが必要です。

- 1** 経営のトップによる社内への休暇取得促進の呼びかけ
- 2** 管理者が率先して休暇を取得
- 3** 労働組合などによる企業、従業員への働きかけ

計画的な休暇の取得のために、事業場全体の年間計画に、年次有給休暇を組み込みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。



ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、「プラスワン休暇」で連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせ、3日(2日)+1日以上 of 休暇を実施しましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています(平成26年)*。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。*就労条件総合調査

1. 導入のメリット

- 事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- 従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日 事業主が計画的に付与できる	5日 従業員が自由に取得できる	15日 事業主が計画的に付与できる	5日 従業員が自由に取得できる
---------------------	--------------------	----------------------	--------------------

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3. 導入例

年末年始に導入すると?

計画的付与の年次有給休暇などと土日、年末年始を組み合わせ、連続休暇にすることができます。また、○点線囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2016年12月～2017年1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23 <small>天皇誕生日</small>	24
25	+	26 <small>年休</small>	+	27 <small>年休</small>	+	28 <small>年休</small>
		29 <small>年末年始休日</small>		30	31	
元日 1	2 <small>年末年始休日</small>	3 <small>年末年始休日</small>	4	5	6	7

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する ハラスメント対策やセクシュアルハラスメント対策は 事業主の義務です!

これまで、男女雇用機会均等法(以下「均等法」)により、事業主には職場におけるセクシュアルハラスメント防止措置を講ずることが義務づけられていましたが、改正均等法及び改正育児・介護休業法により、平成29年1月からは、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置も、事業主に義務付けられることになりました。

1.職場におけるセクシュアルハラスメントとは?

労働者の意に反する「性的な言動」(性的な冗談や、食事やデートへの執拗な誘い、不必要な身体接触等)により就業環境が害されることで、同性に対するものも含まれます。

2.職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは?

妊娠中や出産後に利用できる制度や育児休業、介護休業の利用に関する言動や女性労働者が妊娠したこと、出産したこと等に関する言動により就業環境が害されることです。

(典型的な例) 上司に妊娠の報告をしたところ「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われた等

3.上記1、2のハラスメントを防止するために事業主が雇用管理上講ずべき措置

各ハラスメントとも、事業主が講ずべき措置については厚生労働大臣の指針に定められています。

以下の①～⑤に関する措置が必要です。詳しくは、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137178.html>)もご確認ください。

- ①ハラスメントがあってはならない旨等の方針の明確化及びその周知・啓発
- ②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ハラスメントに関する相談があった場合の事後の迅速かつ適切な対応
- ④妊娠・出産等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置
- ⑤相談者等のプライバシー保護のための措置の実施と周知、相談等を理由に不利益取扱いを行ってはならない旨の定めと周知・啓発

対応事例

就業規則の懲戒規定で、各ハラスメントに該当する行為の対処方針等が読み込める場合は、以下のような周知用資料を作成し、社内報や事業所内への掲示などにより全社員に周知する方法が考えられます。

ハラスメントは許しません!!

○年○月○日

株式会社○○○ 代表取締役社長○○

1.職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景になることがあり、また、性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがあります。このような言動を行わないよう注意しましょう。

2.我が社は下記のハラスメント行為を許しません。

「就業規則第○条①他人に不快な思いをさせ、会社の秩序、風紀を乱す行為」とは、次のとおりです。

〈妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント〉

- ①部下又は同僚による妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ②部下又は同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ③部下又は同僚が妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等

〈セクシュアルハラスメント〉

- ④性的な冗談、からかい、質問 ⑤わいせつ図画の閲覧、配付、掲示 ⑥その他、他人に不快感を与える性的な言動
- 「就業規則第〇条②他人の人権を侵害したり、業務を妨害したり、退職を強要する行為」とは次のとおりです。

〈妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント〉

- ⑦部下による妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為
- ⑧部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する行為

〈セクシュアルハラスメント〉

- ⑨性的な噂の流布 ⑩身体への不必要な接触
 - ⑪性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- 「就業規則第〇条③暴行、脅迫、傷害、賭博又はこれに類する行為及び恥辱等の行為」とは次のとおりです。

〈セクシュアルハラスメント〉

- ⑫交際、性的な関係の強要 ⑬性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対する不利益取扱い など

3.この方針の対象は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いているすべての労働者です。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについては、妊娠・出産等をした女性労働者及び育児休業等の制度を利用する男女労働者の上司及び同僚が行為者となり得ます。

セクシュアルハラスメントについては、上司、同僚、顧客、取引先の社員の方等が被害者及び行為者になり得るものであり、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクシュアルハラスメントに該当します。

相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきます。

4.社員がハラスメントを行った場合、就業規則第△条「懲戒の事由」第1項、第2項に当たることとなり、処分されることがあります。

その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。

- ①行為の具体的な態様（時間・場所（職場か否か）・内容・程度） ②当事者同士の関係（職位等）
- ③被害者の対応（告訴等）・心情等

5.相談窓口

職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合や上記2に当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

〇〇課 〇〇〇（内線〇〇、メールアドレス〇〇〇）（女性）

△△課 △△△（内線△△、メールアドレス△△△）（男性）

相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。

6.相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いは行いません。

7.相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

8.当社には、妊娠・出産、育児や介護を行う労働者が利用できる様々な制度があります。派遣社員の方については、派遣元企業においても利用できる制度が整備されています。まずはどのような制度や措置が利用できるのかを就業規則等により確認しましょう。制度や措置を利用する場合には、必要に応じて業務配分の見直しなどを行うことにより、上司や同僚にも何らかの影響を与えることがあります。制度や措置の利用をためらう必要はありませんが、円滑な制度の利用のためにも、早めに上司や人事部に相談してください。また気持ちよく制度を利用するためにも、利用者は日頃から業務に関わる方々とのコミュニケーションを図ることを大切にしましょう。

所属長は妊娠・出産、育児や介護を行う労働者が安心して制度を利用し、仕事との両立ができるようにするため、所属における業務配分の見直し等を行ってください。対応に困ることがあれば、本社人事部〇〇課、△△に相談してください。

9.職場におけるハラスメント防止研修・講習も行っていますのでふるってご参加ください。

〈問い合わせ先〉

茨城労働局雇用環境・均等室（相談・指導部門） TEL 029-277-8295

木造家屋等低層住宅建築工事現場の116現場を 県下一斉安全パトロール実施結果

木造家屋等低層住宅建築工事現場(以下「木造家屋建築工事現場」という。)における労働災害を防止するため、7月26日(火)県下一斉に安全パトロールを実施しました。木造家屋建築工事現場に対する安全パトロールは、建設業労働災害防止協会茨城県支部、各分会及び茨城労働局並びに各労働基準監督署(8署)合同で、116箇所の建築工事現場に対して行ったものです。

木造家屋建築工事現場の県内における休業4日以上死傷災害は、平成28年7月末現在で、前年同月より3件減少となっていますが、死亡災害も1件発生しています。

木造家屋建築工事現場の県下一斉安全パトロール実施結果は、以下のとおりです。

茨城労働局では、今回の安全パトロール結果を踏まえ、足場等に係る法令遵守の徹底と建設現場における安全管理の強化を図ることとしています。

木造家屋建築工事現場の 県下一斉安全パトロール実施結果

		H27	H28	
足場	丸太			
	単管	82	98	
	枠組	7	9	
	本足場	68	78	
	一側	抱	1	
		ブラケット	23	16
		布板		
	足場先行工法	有	26	22
		無	9	17
	種類	注文	77	92
建売		12	11	
団地				
その他		1	3	
工法	プレハブ	5	6	
	2×4工法	13	14	
	在来工法	63	71	
工程	基礎	1	2	
	建方	14	27	
	屋根	11	11	
	内外装	67	76	
	設備	9	5	
	その他	8	7	
	現場数	105	116	

指導事項

	労働安全衛生規則	H27		H28		
		元請	下請	元請	下請	
墜落防止等	高さ2m以上の作業に作業床を設けていない	2	5	1	1	
	覆いなど墜落防止措置がない	10	6	13	13	
	防網を張るか、安全帯を着用させていない		7	4	3	
	安全帯を安全に取付ける設備がない		3	1	2	
	スレート等の屋根上の作業に幅30cm以上の歩み板がない					
	高さ1.5m以上の箇所に安全な昇降設備がない	2	7	4	2	
	移動はしごが丈夫な構造で転位防止措置がない	1	2	5	6	
	脚立が安全基準に適合していない	1	1	1		
	保護帽の着用がない	6	14	11	19	
	作業床の最大荷重を定め労働者に周知していない	11	5	20	14	
足場	足場材料に損傷、変形、腐食したものを使用している	1		1	1	
	構造	足場板の幅が40cm以上ない	3	4	2	1
		作業床のすきまが3cm以下でない	1		1	2
	床材と建地の間隔が12cm未満でない			4	5	
	すじかい及び手すり等を設けていない	5	1	10	9	
	枠組み足場以外で手すり等を設けていない	31	20	23	29	
	作業床を固定していない	6	3	4	2	
	物体の落下防止措置を講じていない	20	11	14	14	
	墜落防止設備を直ちに現状復帰していない				3	
	足場の組立て等の作業に法定措置が講じていない					
通路設	高さ85cm以上の手すり及び中さん等を設けていない	14	6	13	14	
丸太足場	建地の間隔が2.5m以下でない					
	脚部に滑動、沈下防止等が設けていない					
	補強の筋かいを設けていない					
	壁つなぎや控えを設けていない			1	1	
鋼管足場	建地の間隔が基準を満たしていない					
	脚部に滑動、沈下防止等が設けていない	4	1	1	1	
	壁つなぎ又は控えがない	4	4			
	第1の布が2m以下の位置にない、水平材を設けていない				4	
作業主任者	木建の組立て等作業主任者の選任がない	7	5		3	
	木建の組立て等作業主任者の職務の遂行がない					
	足場の組立て等作業主任者の選任がない	4	3		2	
	足場の組立て等作業主任者の職務の遂行がない					
機械	丸のこ盤の歯の接触予防措置がない	5	6	1	8	
	手押しかんな盤の刃の接触予防措置がない					
電気関係	電気器具、コードの充電部が露出して感電の恐れがある	1	2			
	溶接棒ホルダーの絶縁部破損					
	電動機械器具の漏電による感電防止措置がない	1				
制限業	配線等の絶縁被覆がない			1		
	車両系建設機械の運転業務に有資格者が就業していない					
点検	玉掛け作業に有資格者が就業していない					
	手すり等の取りはずしや脱落の有無の点検を実施していない					
	変更等の後に点検の実施と記録の保存がない					
	又は点検結果の修理等がされていない					
	法30条	1				
その他	労災保険に加入していない			1		
	労災保険成立票の掲示なし	3				
	建設業許可票の掲示なし					
	作業主任者の表示なし	4		5		
	天井板の取付工事を脚立を使用していた				1	
4S不良				2		

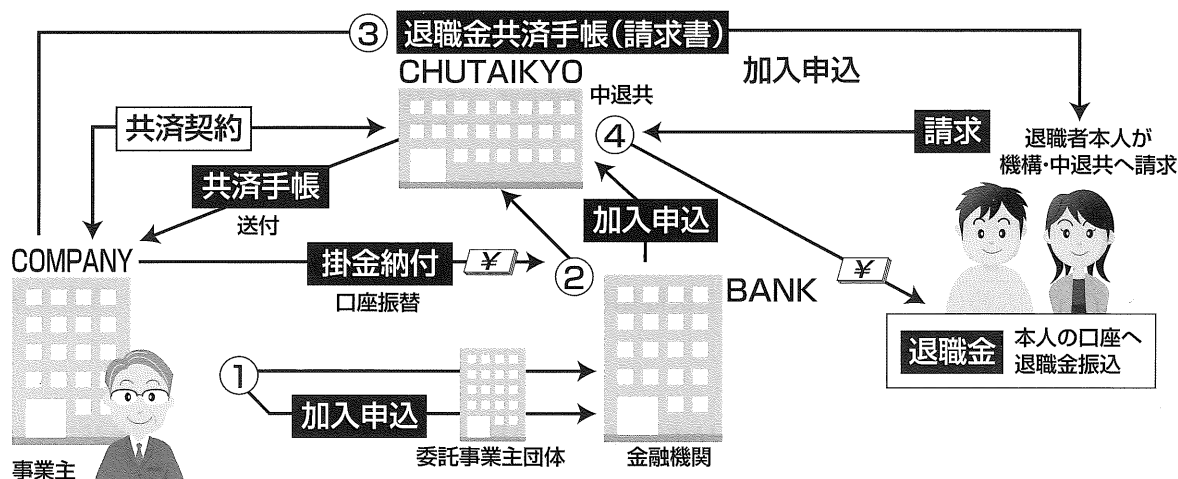
中小企業退職金共済制度を導入しませんか？

中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが難しい中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を設け、中小企業で働く人々の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

●制度の仕組み

事業主と独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(以下「中退共」といいます)が契約を結び、その後は退職者に直接退職金が支払われます。

- (1) 事業主が中退共と退職金共済契約を結び、後日、従業員あて共済手帳が送付されます。
- (2) 毎月の掛金を金融機関に納付します。掛金は全額事業主負担です。
- (3) 事業主は、従業員が退職したときには、「被共済者退職届」を中退共へ提出し、「退職金共済手帳(請求書)」を従業員に渡します。
- (4) 従業員の請求に基づいて中退共から退職金が直接支払われます。



制度のメリット

①国が助成

新しく中退共制度に加入する事業主や、掛金月額を増額する事業主に、掛金の一部を国が助成します。

②掛金は非課税

掛金は、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。

(注)資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます。

③手続きが簡単。きめ細やかなサービス

掛金納付は口座振替なので手間がかかりません。従業員ごとの掛金の納付状況や退職金資産額は毎年、事業主にお知らせします。

④従業員の福利厚生に利用できる提携サービス

加入企業の特典として、勤労者退職金共済機構・中退共本部と連携しているホテル、レジャー施設等を割引料金で利用できます。

制度についてのご相談等は中小企業退職金共済事業本部 (TEL 03-6907-1234) までお問い合わせ下さい。

茨城労働局雇用環境・均等室 相談・指導部門 (TEL 029-277-8295)

二次健康診断等給付(労災保険給付)の積極的な活用を…

労災保険では、業務災害や通勤災害を被った労働者やその遺族のために必要な保険給付を行うことを主たる目的としていますが、その他に、「二次健康診断等給付」があります。一般健康診断を実施した後、該当する労働者を確認した場合には、周知等をお願いします。

二次健康診断等給付の概要

二次健康診断等給付は、安衛法第66条第1項または同条第5項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの(以下「一次健康診断」といいます。)において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された場合に、労働者の請求に基づき、二次健康診断等給付として二次健康診断及び特定保健指導を給付します。

二次健康診断等給付の対象者は、一次健康診断において、次のすべての検査項目において、「異常の所見」があると診断された労働者が受けることができます。

(1)血圧検査 (2)血中脂質検査 (3)血糖検査 (4)腹囲の検査又はBMI(肥満度)の測定

なお、一次健康診断の担当医師により、(1)から(4)の検査項目において異常なしの所見と診断された場合であっても、安衛法第13条第1項に基づき事業所に選任されている産業医(産業医が選任されていない事業場については、地域産業保健センターの医師等)等が診断を受けた労働者の就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、産業医等の意見を優先して、異常の所見があるとみなされます。

給付内容

1.二次健康診断

(1)空腹時血中脂質検査 (2)空腹時血糖値検査 (3)ヘモグロビンA1c(エーワンシー)検査(※一次健診で受けた場合は不可。) (4)負荷心電図検査又は胸部超音波(心エコー検査)のいずれか一方の検査 (5)頸部超音波検査(頸部エコー検査) (6)微量アルブミン尿検査(※一次健診で±、+の所見の方のみ可。)

2.特定保健指導

(1)栄養指導、(2)運動指導、(3)生活指導

留意点

1.受診医療機関

二次健康診断等給付は、労災病院又は都道府県労働局長が指定する病院もしくは診療所(以下「健診給付医療機関」といいます。)において、直接二次健康診断及び特定保健指導そのものを給付する、いわゆる現物給付方式になります。そのため、受診した労働者は、二次健康診断及び特定保健指導に要する費用を一時的に立替払いして負担する必要はありません。

2.給付を受けることができる回数

二次健康診断等給付は、1年度内(4月1日から翌年の3月31日までの間)に1回に限り受けることができます。

なお、一次健康診断を受診した年度と二次健康診断等給付を受ける年度が異なる場合であっても、「給付を請求できる期間」内であれば、二次健康診断等給付を受けることができます。

3.給付を受けることができる期間

二次健康診断等給付は、一次健康診断を受診日から3ヶ月以内に請求しなければなりません。

そのため、一次健康診断を受診日から3ヶ月を過ぎて請求した場合、二次健康診断等給付を受けることができません。

ただし、次のようなやむを得ない理由がある場合は除きます。

- (1)天災地変により請求を行うことができない場合。
- (2)一次健康診断を行った医療機関の都合等により、一次健康診断の結果の通知が著しく遅れた場合。

4.二次健康診断等給付の請求の際には、次の書類が必要となります。

* 二次健康診断等給付請求書(様式第16号の10の2)

* 添付書類

一次健康診断において、二次健康診断等給付の支給要件となる検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断されたことを証明できる書類(一次健康診断の結果票の写しなどを指したもので、様式は任意です。)を添付しなければなりません。

なお、これらの書類については、給付請求書に記載された一次健康診断を受診年月日及び添付書類が一次健康診断に係るものであることについて、給付請求書の事業主証明欄に事業主の証明を受けることが必要となります。

二次健康診断等の結果

二次健康診断等給付の受診結果は、受診した健診給付医療機関から「二次健康診断等の受診結果」(受診者用)により受診者にお知らせします。また、併せて事業主提出用の受診結果についても渡されますので、受診者は、これを事業主に提出することとなります。

「健康診断結果報告書」の提出はお済みですか？

茨城労働局労働基準部健康安全課

1. 定期健康診断の実施と結果報告

- (1) 労働者を使用している事業場では、業種や労働者数にかかわらず、原則として年1回（深夜業などの特定業務従事者は6月に1回）医師による健康診断を実施しなければなりません。
- (2) 常時50人以上の労働者を使用している事業場では、健康診断の実施結果を所定の様式により、遅滞なく、所轄労働基準監督署長あて提出する必要があります。

2. 特殊健康診断の実施と結果報告

以下に掲げる業務を行っている事業場では、原則として6月以内ごとに1回（特定の業務は、1年以内ごとに1回）、その業務にかかる特殊健康診断を実施しなければなりません。

また、特殊健康診断を実施した場合は、労働者数に関係なく全ての事業場で、その実施結果を所定の様式により、遅滞なく、所轄労働基準監督署長あて提出する必要があります。

- ①シンナーなどの有機溶剤を取り扱う業務
- ②はんだ付けなどの鉛業務

- ③特定化学物質を取り扱う業務
- ④潜水などの高気圧業務
- ⑤電離放射線業務
- ⑥除染等業務
- ⑦石綿を取り扱う業務
- ⑧四アルキル鉛を取り扱う業務
- ⑨騒音、VDT作業などの行政通達で示された業務

3. じん肺健康管理実施状況報告

粉じん作業を行っている事業場は、毎年12月末現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末までに、所定の様式により所轄労働基準監督署長あて提出する必要があります。

なお、この報告は、じん肺健康診断を実施していない年でも提出しなければなりません。

各種健康診断実施結果報告書の様式は、茨城労働局健康安全課及び各労働基準監督署で配布している他、厚生労働省又は茨城労働局のホームページからもダウンロードできます。

過労死等防止対策推進シンポジウム (茨城会場)が開催されました



「過労死等防止啓発月間」及び「過重労働解消キャンペーン期間」中の11月5日(土)に、茨城県立県民文化センター(水戸市)において、「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されました。

はじめに、茨城労働局の松田労働基準部長による主催者挨拶、茨城県内における過重労働解消のための取組についての説明、次に、過労死弁護団全国連絡会議幹事長の川人博弁護士による「いのちと健康を守る職場づくりを」と題した基調講演、最後に、「東京過労死を考える家族の会」の3名の方から体験談の発表があり、午後1時30分から開始されたシンポジウムは、80名を超える参加を受け、およそ2時間で閉会となりました。

「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修」 開催のご案内

主催:中央労働災害防止協会 健康快適推進部
協力:(一社)茨城労働基準協会連合会

厚生労働省が策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年3月公示)では、職場のメンタルヘルス対策を進めるために、「事業場内メンタルヘルス推進担当者」を選任する努力義務が規定されています。本研修は、厚生労働省が公表しているカリキュラムに準じており、心の健康づくり計画の策定から、メンタルヘルス不調者への対応、職場復帰のための支援、職場環境等の改善など、メンタルヘルス対策に必要な知識を包括的に学ぶことが出来ます。

今般、メンタルヘルス推進担当者として活動される下記の方々を対象に、標記研修を下記により開催することと致しましたので、ご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1.対象者: 事業場でメンタルヘルス推進担当者として活動される方、人事労務管理スタッフ、
ストレスチェック制度の実務担当者、衛生管理者、保健師・看護師等の産業保健スタッフ等
- 2.開催日程: 平成29年2月7日(火)～8日(水)(2日間)
- 3.会場: (一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター(水戸市渋井町堺橋263-1)
- 4.内容: カリキュラム ※厚生労働省が公表しているカリキュラムに準じています。講師の都合によりカリキュラムが変更となる場合があります。

9:00	30	50	10:00	50	11:00	12:00	13:00	14:00	10	15:00	10	20	16:00	17:00
第 一 日 目	受 付	開 講 式	(講義) 事業場におけ るメンタル ヘルスケア	休 憩	(講義) ストレス及び メンタルヘル スケアに関する 基礎知識	昼 休	食 憩	(講義) 心身医学・精神 医学の基礎	休 憩	(講義) 働く人のうつ 病と自殺予防 への対応	休 憩	(講義・実習) メンタルヘルス教育 の進め方		
第 二 日 目		(講義) 職場環境等の 把握と改善の 方法	休 憩	(講義) 企業のリスクマネジ メントとコンプライ アンス、個人情報の 保護への配慮	昼 休	食 憩	(講義) 職場復帰におけ る支援の進め方	休 憩	(講義) 関係者との連 携及び情報提 供の進め方	休 憩	(研究討議) 取組み状況の把 握と情報交流	閉 講 式		
9:00	30	30	40	11:00	12:00	13:00	14:00	10	15:00	10	20	16:00	50	17:00

- 5.定員: 50名(申込み先着順)
- 6.申込み先: (一社)茨城労働基準協会連合会へご連絡ください。申込書をお送りいたします。
(なお、申込書は当連合会のホームページからもダウンロードできます。)

7.参加費:

区 分	正規金額	※割引金額
中災防・基準協会会員	30,860円	18,520円
一 般	34,970円	20,980円
THP登録者	30,860円	割引料金対象外

(テキスト代、消費税込。)

平成28年度中小規模事業場安全衛生活動支援事業による割引サービスをご利用ください

※常時使用する労働者数が300人未満の労災保険の適用事業場について、割引サービスをご利用
できます。直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控え)」(労働基準監督署
の受付印が入っているもの)の写しを申込書に添付してご提出ください。

- 8.問合せ先: 主催:中央労働災害防止協会 健康快適推進部 (TEL 03-3452-2517)
協力:(一社)茨城労働基準協会連合会 (TEL 029-225-8881)

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

平成28年12月と平成29年1月のセミナー案内

当センターでは、産業保健に関係する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。受講料は無料です。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

日程	セミナーテーマ	講師	開催場所	対象/定員
12月1日(木) 18:30-20:30	職業性がんの発生と化学物質管理～法改正を活かした産業医巡視～【日医認定申請中】	片倉薫氏(株式会社ツムラ製品管理部研究総務課課長補佐、労働衛生コンサルタント、薬剤師)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、安全衛生担当者、事業主等
12月5日(月) 18:00-20:00	生きづらさをケアするEMDRー ト라우マの汨濫を防ぐ心理療法ー【日医認定申請中】	渡辺めぐみ氏(心身療養研究所カウンセリಂಗグループ・シリュス代表、臨床心理士、博士(心理学)、EMDR実施資格取得)	水戸会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等
12月6日(火) 13:30-15:30	職場におけるメンタルヘルス対策～人事労務と産業医の連携～【日医認定申請中】	友常祐介氏(産業保健相談員、元筑波大学医学医療系産業精神医学・宇宙医学グループ助教、コマツ健康増進センタ産業医)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
12月7日(水) 13:30-15:30	「セルフケア」・「ラインケア」の実践的進め方について考える	早川幸子氏(産業保健相談員、シニア産業カウンセラー)	水戸会場	産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
12月8日(木) 13:30-15:30	あなたの職場、病気になっても働き続けられますか?ー治療と仕事の両立支援についてー【日医認定申請中】	河島美枝子氏(産業保健相談員、元大分県立看護科学大学精神看護学教授)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
12月13日(火) 14:00-16:00	職場の救急蘇生法【日医認定申請中】	中谷敦氏(産業保健相談員、(株)日立製作所水戸健康管理センタ長、産業医)	水戸会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等
12月14日(水) 13:30-15:30	茨城障害者職業センターにおけるワーク支援の実際【日医認定申請中】	三浦信子氏(茨城障害者職業センター上席障害者職業カウンセラー)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
1月18日(水) 13:30-15:30	ハラスメントに係る法的トラブルの現状【日医認定申請中】	倉部奈々氏(法テラス茨城法律事務所弁護士)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
1月18日(水) 18:00-20:00	復職:メンタルヘルス不調者事例検討【日医認定申請中】	中谷敦氏(産業保健相談員、(株)日立製作所水戸健康管理センタ長、産業医)	水戸会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等
1月23日(月) 14:00-16:00	定期健康診断の事後措置～自社の現状確認と今後の展開～	起由美氏(産業保健相談員、(株)日立製作所日立健康管理センタ保健師)	水戸会場	産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等
1月23日(月) 18:00-20:00	初心者でも分かる化学物質のリスクアセスメント【日医認定申請中】	岩崎芳明氏(産業保健相談員、筑波労働コンサルタント事務所長、元(株)三菱化学アナリティック分析事業部環境分析センター長)	水戸会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、安全衛生担当者等
1月24日(火) 13:30-15:30	労働安全衛生マネジメントシステムの導入のポイント～リスクアセスメントの導入効果と実施上の問題点～【日医認定申請中】	甲斐洋氏(甲斐安全コンサルタント事務所長、元原子燃料工業(株)顧問、労働安全コンサルタント、工学博士)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
1月25日(水) 18:30-20:30	産業保健における連携のあり方ー関係性とシステムの視点からー【日医認定申請中】	大井雄一(産業保健相談員、筑波大学医学医療系助教、労働衛生コンサルタント)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、安全衛生担当者等

会場案内

●水戸会場 水戸FFセンタービル会議室11階(水戸市南町3-4-10) ●土浦会場 ワークヒル土浦(土浦市木田余東台4-1-1)

(独)労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター

水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル8F TEL 029-300-1221 FAX 029-227-1335 mail:mito@ibarakis.johas.go.jp

講習会のご案内 (28年12月中旬~29年1月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
1/16~17・18	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・水海道協会
1/23~24・25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者		
12/13~14	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道協会
1/16~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
1/26~27	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
1/26~27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
鉛作業主任者		
1/10~11	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
ガス溶接		
12/16~17	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
1/20~21	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
玉掛け		
1/12~13・15	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
1/12~13・15・22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
1/19~20・21	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
プレス機械作業主任者		
12/14~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フォークリフト運転(学科)		
1/11	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
1/12	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
1/14	セメダイン(株)茨城工場 (古河市)	古河協会
床上操作式クレーン運転		
1/23~24・25・26・27・30・31	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・水海道協会
1/27~28・29	平成館 (古河市)	古河協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
12/15~16	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
1/11~12	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道・龍ヶ崎協会
1/18~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
1/14	日立アプライアンス(株) (日立市)	日立協会
1/24	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道・龍ヶ崎協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
12/16~17	ポリテクセンター (常総市)	水海道協会

産業用ロボットの教示・検査等の業務		
1/19~20	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
特定粉じん作業		
1/13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
衛生管理者能力向上教育		
1/26~27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フォークリフト運転従事者安全衛生教育		
1/20	茨城県産業会館研修室 (水戸市)	連合会
1/31	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
職長教育		
12/13~14	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/13~14	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/15~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
1/11~12	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
1/14~15	平成館 (古河市)	古河協会
1/18~19	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
1/18~19	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
安全衛生推進者講習		
1/19~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
安全管理者選任時研修		
12/12~13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
交通労働災害防止管理者研修		
1/20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
雇用管理研修(建設業)基礎講座		
1/18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
雇用管理研修(建設業)コミュニケーションスキル等向上		
1/30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
水海道	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478

第一種衛生管理者免許試験 受験準備講習会開催のご案内

当連合会では、9月実施の出張特別試験にあわせ上期(6~7月)に受験対策講習会を実施しておりますが、今般、受験者の便宜上の観点から下期にも「第一種衛生管理者試験」の受験対策講習会を下記により開催することといたしました。

講習内容は、受験対策中心に解説し、合格率の向上を目的とした講習会としております。

受験者の方々は積極的に参加されますようご案内申し上げます。

1. 日 時 平成29年2月16日(木)・17日(金)・18日(土) 各日9時~17時まで
2. 会 場 (一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
水戸市渋井町堺橋263-1 (TEL 029-221-6880)
3. 受 講 料 1名につき 15,420円(税込)
テキスト代 6,696円(3冊1組・税込)
※テキスト送料:送付先が茨城県内で6組以下の場合580円、それ以外はお問合せ下さい。
4. 申込受付期間 平成28年11月21日(月)~平成29年2月9日(木)
先着順にて受け付け、定員に達し次第締め切りといたします。
5. 問合せ・申込先 (一社)茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階 TEL 029-225-8881

県内の労働災害発生状況速報 (平成28年10月末現在)

業種別		平成28年	前年同期
計		(18) 2,152	(29) 2,113
製造業		(2) 590	(1) 592
鉱業		(0) 4	(0) 5
建設業		(8) 282	(12) 257
内 訳	土 木	(5) 69	(5) 60
	建 築	(2) 124	(3) 119
	その他	(1) 89	(4) 78
運輸交通業		(2) 283	(5) 299
貨物取扱業		(0) 24	(1) 21
農林業		(0) 31	(2) 45
畜産水産業		(1) 95	(1) 112
商 業		(2) 313	(4) 285
その他		(3) 530	(3) 497

(注) ()内は、死亡者で内数

◎労働保険料の納付について◎

「12月は労働保険料滞納 整理強化月間です」

労働保険料は、業務上又は通勤上による労働者の負傷等に対する給付等を行う「労災保険」と、労働者の失業に伴う失業等給付等を行う「雇用保険」の重要な財源となっています。

大部分の皆様が納期内に納付されていますが、納付を怠っている滞納事業主も一部見受けられます。

このため茨城労働局と県内各労働基準監督署は、期限内に納付された方との公平性を確保するため、12月を「労働保険料滞納整理強化月間」とし、滞納事業主に対して、電話や訪問による督促、滞納処分等を集中的に行います。

まだ納付がお済みでない方は、至急「納付書」にて金融機関等で納付をお願いします。

事情により納付できない方は、滞納のまま放置せずに、茨城労働局労働保険徴収室029(224)6213又は所轄労働基準監督署にご相談下さい。

茨城県 最低賃金

時間額

771

24円
UP

円

平成28年10月1日から

守ってる？ 守られてる？
雇う上でも、働く上でも、
最低限の
ルールなんです!!

最低賃金、

しっかり

チェックウーツ!!



必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

パソコンでも最低賃金がチェックできます!

WEBでチェック!

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは茨城労働局または最寄りの労働基準監督署へ

茨城労働局ホームページアドレス
<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

